

第5章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出

第1節 事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者介護保険料は、計画期間（令和6年度～8年度）における第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見込み、さらに、介護サービス及び地域支援事業にかかる費用見込みなどをもとに算定します。

1 財源

介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は23%と定められており、介護保険料は所得などに応じて決めることになります。

2 算出方法

【事業費の見込み】

- ①介護保険給付費（総給付費）
- ＋）②特定入所者介護サービス費等給付額
- ＋）③高額介護サービス費等給付額
- ＋）④高額医療合算介護サービス費等給付額
- ＋）⑤算定対象審査支払手数料

⑥標準給付費見込額

- ⑥標準給付費見込額
- ＋）⑦地域支援事業費

⑧介護保険事業費見込額

⑧介護保険事業費見込額 × 23% = ⑨第1号被保険者負担分相当額

【市町村ごとに異なる係数】

- ⑨第1号被保険者負担相当額
- ＋）⑩調整交付金相当額
- －）⑪調整交付金見込額
- ＋）⑫市町村特別給付費等
- ＋）⑬財政安定化基金負担額（拠出金見込額＋償還金）
- －）⑭財政安定化基金交付額
- －）⑮介護給付費準備基金取崩額

⑯保険料収納必要額

【第1号被保険者の保険料額の計算】

- ⑯保険料収納必要額
- ÷）⑰予定保険料収納率
- ÷）⑱所得段階別加入割合補正後被保険者数

⑲保険料の基準額（年額）

第2節 事業費の見込み

1 介護予防給付の見込み

単位：千円

介護予防給付	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	-	-	-	-	-
介護予防訪問看護	12,690	12,987	13,284	14,316	15,347
介護予防訪問リハビリテーション	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355
介護予防居宅療養管理指導	3,337	3,337	3,426	3,721	4,016
介護予防通所リハビリテーション	68,024	69,293	70,335	76,499	81,845
介護予防短期入所生活介護	3,240	3,240	3,240	3,555	4,110
介護予防短期入所療養介護（老健）	204	204	204	204	204
介護予防特定施設入居者生活介護	17,313	17,313	17,313	19,801	20,993
介護予防福祉用具貸与	23,286	23,704	24,172	26,127	28,059
特定介護予防福祉用具購入費	586	586	586	586	586
介護予防住宅改修	6,655	6,655	6,655	7,764	7,764
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	-	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,766	20,147	22,348	18,538	20,147
介護予防認知症対応型共同生活介護	11,648	11,648	11,648	11,648	14,561
介護予防支援	25,025	25,404	25,835	27,990	29,993
介護予防給付費 計	185,129	195,873	200,401	212,104	228,980

2 介護給付の見込み

単位：千円

介護給付	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護サービス					
訪問介護	239,975	245,076	259,166	258,644	291,570
訪問入浴介護	13,744	13,744	14,738	14,491	16,478
訪問看護	84,814	87,433	90,958	92,947	103,068
訪問リハビリテーション	23,923	24,209	24,656	26,232	29,343
居宅療養管理指導	59,800	61,254	64,314	65,330	73,121
通所介護	444,667	453,986	460,217	488,004	546,110
通所リハビリテーション	163,989	169,381	171,457	181,993	204,370
短期入所生活介護	77,908	78,342	80,414	84,136	93,536
短期入所療養介護（老健）	16,224	16,224	16,224	19,068	21,493
特定施設入居者生活介護	143,398	148,068	148,068	163,337	181,779
福祉用具貸与	95,654	97,645	99,145	104,058	116,403
特定福祉用具購入費	1,456	1,456	1,456	1,456	1,752
住宅改修	10,144	10,144	10,144	10,144	12,097
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	44,043	47,249	47,249	49,792	57,846
認知症対応型通所介護	1,975	1,975	1,975	1,975	1,975
地域密着型通所介護	100,342	105,429	108,723	112,405	127,317
小規模多機能型居宅介護	136,169	216,849	253,776	208,830	235,022
看護小規模多機能型居宅介護	86,765	90,107	90,107	91,914	103,424
認知症対応型共同生活介護	507,954	544,977	578,977	566,426	637,430
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	102,395	102,395	102,395	116,425	134,234
施設サービス					
介護老人福祉施設	573,968	573,968	573,968	656,031	744,694
介護老人保健施設	627,797	627,797	627,797	722,542	807,246
介護療養型医療施設					
介護医療院	220,655	220,655	220,655	249,858	287,633
居宅介護支援	164,270	167,104	170,120	181,046	201,777
介護給付費 計	3,942,029	4,105,467	4,216,699	4,467,084	5,029,718

3 標準給付費の見込み

単位：円

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総給付費	4,127,158,000	4,301,340,000	4,417,100,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	83,007,474	84,155,301	85,359,118
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	97,774,201	99,126,222	100,544,195
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,483,035	16,710,962	16,950,008
算定対象審査支払手数料	2,454,483	2,488,410	2,524,014
標準給付費	4,326,877,193	4,503,820,895	4,622,477,335

4 地域支援事業費の見込み

単位：円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	181,275,552	185,474,870	189,871,624
包括的支援事業・任意事業	80,704,824	80,964,750	81,404,262
包括的支援事業（社会保障充実分）	60,419,021	60,613,613	60,942,649
地域支援事業費	322,399,397	327,053,233	332,218,535

第3節 第1号被保険者介護保険料基準額

標準給付費見込額	検討中
地域支援事業費	
介護保険事業費見込額	
第1号被保険者負担割合	
第1号被保険者負担分相当額	
調整交付金相当額	
調整交付金見込額	
市町村特別給付費等	
財政安定化基金負担額	
財政安定化基金交付額	
介護給付費準備基金取崩額	
保険料収納必要額	
予定保険料収納率	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	
年額保険料	
月額に換算	
月額保険料（基準額）	
【参考】介護給付費準備基金取崩額の影響額	
【参考】保険料基準額の伸び率（第9期／第8期×100）	

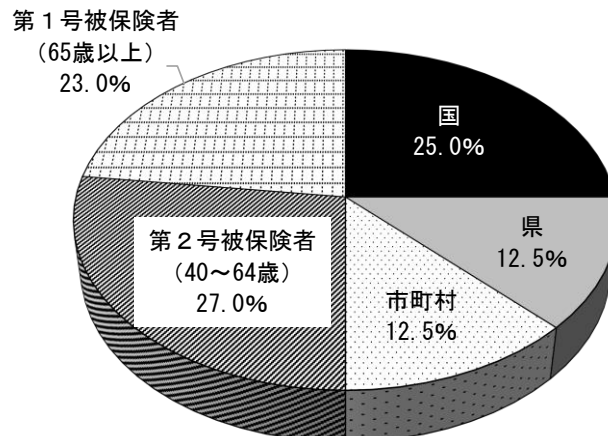
第4節 所得段階別保険料

検討中

第5節 財源構成

1 介護保険給付費の財源構成

介護保険の財源は国、県、市の負担金と第1号被保険者、第2号被保険者の保険料で賄われています。



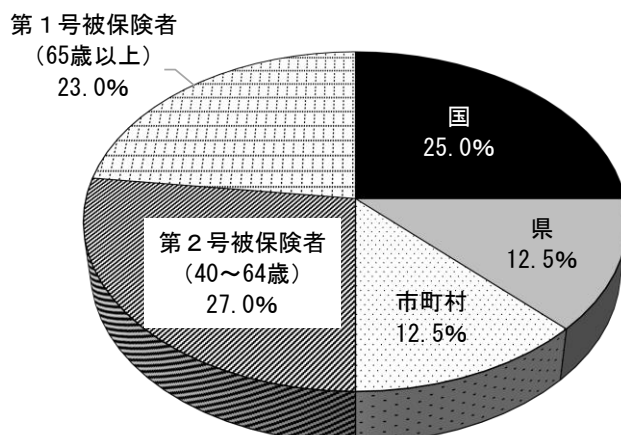
2 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」「任意事業」があります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源構成は、介護保険給付費と同様に半分を公費（国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.0%、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が27.0%）で賄う仕組みとなっています。

「包括的支援事業」、「任意事業」の財源構成は、公費（国が38.50%、県が19.25%、市町村が19.25%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.00%）で賄う仕組みとなっています。

<介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成>



<包括的支援事業・任意事業の財源構成>

